

『匿名のガル年代記』における、王と祖国と国家
（レックス・パトリア・レスプブリカ）

——年代記に関する文献学的研究を踏まえて——

荒 木 勝

はじめに——文献学的方法と対象

第一章 写本作成の推移

第二章 作品形式と作者の出自

第三章 典拠と若干の政治学的用語 王（レックス）と祖国（パトリア）と国家（レスプブリカ）について

はじめに

『十二世紀ルネサンス』を著したハスキンスは、その著書の中で、十二世紀の歴史編纂の一つの大きな特徴として、ラテン的キリスト教世界の北方や東方への拡張を挙げている。事実、ポーランドやチェコやハンガリアに最初の歴史書が書かれたのは、まさにこの十二世紀初頭であった。従って本稿で取り上げる『匿名のガル年代記』こそ、この十二世紀の歴史編纂の一つの達成として位置づけられるべきものであろう。しかし、それゆえにこそ、この年代記の解説には、多くの困難が伴うことになる。

年代記もまた一つの歴史書である以上、なんらかの歴史的事実を対象とする他ないのであるが、ただですら歴史書としての作品とそれが取り扱う歴史的事実との間には大きな乖離が横たわっているのに、さらに作品が用いる言葉の体系が、対象とする歴史文化と異質なものである場合には、作品と歴史的事実との乖離ははるかに大きなものにならざるを得ないからである。十二世紀に書かれた東欧の歴史書は、十二世紀西ヨーロッパのラテン文化の達成の中で形成された、それ固有のラディカル・センスをもった言葉によって、書かれた。従ってこの年代記の解釈のためには、十二世紀までの西洋ラテン言語文化の一応の理解が前提とされるであろう。

しかしながら、ともかくも十二世紀においてポーランドでは一つの歴史書が書かれた。確かにそれは歴史的事実、歴史的諸関係を正確に写し取っているとはとても言えないばかりか、むしろ十二世紀の西洋社会の中で前提とされていた諸現象をポーランドの像として押し込むものであったかもしれない。しかし一度成立した一つの歴史像は、次々に新たな歴史書の中に受けつがれ、それが逆にポーランド人の歴史像を作り上げていった可能性も否定できないのである。またこうして作られた歴史像に依拠して、現実の歴史そのものを作りかえていくという可能性も生じるであろう。本稿は、ポーランドの諸々の年代記の連鎖の中に、いわば起点として位置づけられる一つの年代記をこのような視点から解釈しようとする一つの試みである。

(1) Ch. H. Haskins, *The Renaissance of the Twelfth Century* (Cambridge, Massachusetts, 1979) 263-265. ハスキンス『十二世紀ルネサンス』(創文社、一九八五年)、二三四ページ。

(2) ハスキンスは、十二世紀に東欧で書かれた歴史書として、チェコのコスマスの年代記とハンガリアの聖ステファヌスの伝記を挙げているが、ハンガリアの『ハンガリア人の功業録』(*Gesta Ungarorum*)と、本稿で取り上げる『匿名のガル年代記』(*Galli Anonymi Chronicon*, を欠かす)とが、*J. Dabrowski, Dawne Dziejopisarstwo Polskie*, (Warszawa 1964).

第一章 写本作成の推移

ポーランド最古の年代記『匿名のガル年代記』のオリジナルなテキストは今日まで発見されておらず、残されたテキストとしては三つの写本テキストだけが伝えられていることはすでに述べたところである。¹⁾ すなわちザモイスキ版 *Rekopis Zamoykisch (Z)*、²⁾ センジヴィ版 *Rekopis Sedziwoja (S)*、³⁾ ヘイルスベルスキ版 *Rekopis Heilsberski (H)* がそれである。そこで本稿は、これらのテキストについて最も包括的な研究をつみ重ねてきたカロール・マレチンスキの研究に依拠して、これらのテキストの若干の特徴について整理し、その上で、これらのテキストの成立の推移についてもマレチンスキの興味深い仮説を紹介しようとするものである。⁴⁾

まず注目すべき点は、これらの三つのテキストは、いずれもそれぞれ三つの古写本 *Kodex* の中に挿入された部分として存在しているということであり、ザモイスキ版のテキストはザモイスキ古写本の羊皮紙第二〇葉から第五四葉に書き込まれたものであり、センジヴィ版テキストは、センジヴィ古写本の二四三ページから三〇八ページに掲載されたものであり、ヘイルスベルスキ版テキストは、ヘイルスベルスキ古写本の一一九ページから二四七ページに掲載されたものである。以下これらの古写本の若干の特徴について紹介してみることとしよう。

まず最初に、ザモイスキ版テキストを含むザモイスキ古写本について述べる。この古写本は、羊皮紙八葉毎に綴り込まれた十三の束からなる、一〇四葉の製本された古写本である(内、七葉が欠落している)。そしておそらくドゥゴーンによってなされたと思われる製本の時に(十五世紀)、新たに書き加えられた前書き *Antefolium* には *"Cronica vetus Poloniae"* 「ポーランドの古き年代記」の銘が書き込まれている。⁵⁾

このザモイスキ古写本の構成は次のようである。

- ①前書や Antefolium。一三二四—一三二五年のクラコフ参事会の訴訟判決を含む。
- ②第一葉から第二〇葉まで。アレクサンダー大王の伝記。これは偽カリストネスによる伝記の十四世紀の写本である。
- ③第二〇葉から第五四葉まで。『匿名のガル年代記』の写本であり、同年代記の第三卷第二六章で中断している。
- ④第五四葉の残りの部分、第八九葉の後欄、第九〇葉の上部余白。十五世紀に書かれた雑記録。
- ⑤第五五葉から第七四葉まで。キュルツェのヴィンセンティによって書かれた『聖スタニスワフ伝』の改作。
- ⑥第七四葉から第八九葉まで。『トラスキ年報』"Rocznik Traski"が置かれている。この写本をつくった人物はミエシコ一世のキリスト教改宗から一三四〇年までの出来事とカジミエシ大王のロシア出征の記事を書いて終っているが、ドウゴシンの手によって、誤った記述が訂正され、また一三四〇年以後の記録も追加されている。
- ⑦第九〇葉から第九六葉まで。『ハンガリア・ポーランド年代記』が置かれている。
- ⑧第九六葉から第九七葉まで。十五世紀および十六世紀初めに書き込まれた、ウアスキ家とクラコフ司教ヤン・ラドリツアの系譜に係わる記事およびヤン・ドウゴシンの注記。
- ⑨第九七葉。十五世紀の終りから十六世紀の初めに書かれた、ポーランド語でのヤン・テンチンスキ殺害の歌。

このザモイスキ古写本の作成の時期については、諸説が立てられているが、およそ十五世紀の初めごろと考えられており、少なくとも一五一五年までには、ヤン・ワスキ率いるワスキ家の所有物であったと考えられている。その後、いかなる経過のうちにザモイスキ家の所有に帰したかは、今日まで不明である。現在は、ワルシャワの国民図書館に保存されている。

次に、センジヴィ版テキストは、十五世紀後半に作成された紙の古写本、いわゆるセンジヴィ・チェスワの古写

本の中に収められているものであるが、この古写本自体、十五世紀の種々の写本家の筆からなる種々の写本の集合体である。この古写本の構成は、(1)種々の年代記と年報、(2)種々の聖人伝、(3)ポーランドとチュートン騎士団との条約や取り決めの記録、(4)一四五四年に結ばれたニエシヤヴァの協定を含む、当時の種々の法令、から成っており、十五世紀中葉のポーランドとそれが関わる実際的な諸問題、また当時のヨーロッパの諸事件に関する知識の、いわば標準の書であった。この古写本は、十五世紀の後半、センジヴィイの手からクウォダフスキ修道院の所有物に移ったが、一六六五年ごろ、すでにヤン・ザモイスキの所有に移され、彼によってザモイスキ・アカデミーに遺贈されている。またその後この古写本がクラコフのチャルトルスキ家文庫に移された経路も不明である。

ヘイルスベルスキ版テキストもまた、いわゆるヘイルスベルスキ古写本の中に収録されているものであるが、この古写本も十五世紀に作成された紙の古写本であった。この古写本は、基本的には十五世紀に一人の写本家の手によって作成され、製本もなされたのであるが、十八世紀の終りに、二度の製本がなされ、その内の最初の製本はスタニスワフ・ポニャトフスキの銘を持つものであった。

このヘイルスベルスキ古写本の構成は次のとおりである。

- (1)一ページから四六ページ。四七ページから六一ページ。九五ページから一一八ページ。『いわゆるミェジヴァの年代記』（『ヴィンセンティ師の年代記』のフランシスコ会上による改作）が置かれている。
- (2)六一ページから七〇ページ。クラコフの『フランシスコ会年報』が置かれている。
- (3)七〇ページから九二ページ。二四七ページから二六〇ページ。『マウオポルスカ年報』が置かれている。
- (4)一一九ページから二四七ページ。『ガル年代記』が置かれている。ただしザモイスキ版テキスト、センジヴィイ版テキストと異なって、第三卷第十五章で中断し、独自の結びを持っている。しかも多くの脱落部分がある（第一巻は第四章、第七章、第九章、第二二章、第二三章、第二七章、第二八章、第二九章、第二卷は第七章、第九章、第一

五章、第一六章、第一七章、第二〇章、第二七章―第三三章、第四四章―第四七章、第三卷は第一六章以下)、それに対して、第一卷第一八章の後半部分、および第二七章・二八章の代りに、ほぼ一三二二年前後に書かれた『聖スタニスワフ伝』からの抜粋が挿入されている。

(5) 九二ページから九四ページ。欠落していた『ガル年代記』の部分の加筆補充。

(6) 二六〇ページから二七九ページまで。『マウオポルスカ年報』の第二の部分と『シャモトルスキ年報』の補充版。

これはヴィエルコポルスカ地方の一三七〇年から一四二七年までに生じた事件を記録している。

(7) 三三三ページ、七三三ページ、二八〇ページは書き込みなし。

このヘイルスベルスキ古写本の成立については、およそ十五世紀後半と考えられている。この古写本は、ポズナニのシャモトルスキ家から、十六世紀中葉に、ヴァルミアの司教マルチン・クローマーの手に渡った。クローマーはこの古写本中の『ガル年代記』の余白に自分の注記を書き込んでおり、後世この注記にもとづいて年代記の作者をガルという名で呼ぶようになった。ヘイルスベルスキ古写本は十八世紀中葉まで、このヴァルミンスキ司教クローマーの文庫の中に存在していたが、十八世紀中葉、この地の司教グラボスキが、レングニフにこの年代記のテキストを印刷するように勧めたといわれている。古写本そのものは後にスタニスワフ・ポニャトフスキ王の所有に帰しているが、その経路については不明である。ポニャトフスキの没後、この古写本はチャツキの所有物となり、プウアヴィイのコレクションに移されたが、チャルトルスキ家のパリ移住の際に一時散逸したことがあった。後にルボミルスキ家のコレクションの中に発見され、次いでオソリネウムのコレクションに移され、第二次大戦の前にワルシャワの国民図書館によって購入された。

マレチンスキは、『匿名のガル年代記』のテキストに関して、以上に紹介した三つのテキストの他に、今日ではすでに散逸している他のテキストの存在を想定して、およそ次のような仮説を提示している。

- (1) 今ザモイスキ版テキストをZ、ヘイルスベルスキ版テキストをH、センジヴィ版テキストをSとすると、Sは直接にZに依拠して書かれているが、写本の完成度はZが最も高い。他方Hは第三巻第十五章で終わっており、そのかわり、第一巻第二七章、二八章の代りに『聖スタニスワフ小伝』の文章を挿入しているという大きな特徴を持っており、写本上の誤記、置き変えも、ZやSと異なっている箇所を多く持っている。従って、オリジナルが作られて以降、重ねられてきた写本の系譜は二つの流れが考えられる。
- (2) 十三世紀後半、ビチニのピョートルが書いた『ポーランド諸侯年代記』は、主として『ガル年代記』のH版の元となった写本——これは『聖スタニスワフ小伝』からの抜粋を含む——に依拠した文章を多く採用しているが、他方でZ版S版の正確な文章も転写している（Y版の存在とその元となったB版X版の存在）。
- (3) 十三世紀初頭に年代記を書いたヴィンセンティがオリジナルテキストを持っていかどうかは不明であるが、自分の年代記の中に、ボレスワフ・シチョドリの貧しい僧侶への贈物のエピソードを採用していることから、明らかに『ガル年代記』を参照していたことは確かであり、彼が依拠した写本Yが想定される。
- (4) 一三五〇年ごろ、 α 版が成立している。 α 版は γ 版から、『ガル年代記』第一巻第二七章、第二八章の文章を継承し、他方A版から γ 版に欠けていたところを補っている。
- (5) Yは十三世紀終りにA版として書き写され、ここにトラスキ年報、マウオポルスキ年報を書き込む。

以上がマレチンスキの写本に関する仮説であるが、それはZ、H、Sの写本上の転写の誤り、表現の類似、文章、文字の欠落等の細部にわたる比較を含む、詳細な研究の上に展開されたものである。筆者にはこの仮説を論評しう

る用意はないが、この仮説によれば、ヴィンセンティ・カドゥベックの年代記作成の一つの基礎的文献がこの『ガル年代記』であったことになり、またドウゴーシの年代記作成にも『ガル年代記』が大きく関わっていることになるであろう。Z版の製本がドウゴーシによって行われ、またセンジヴィ版の十五世紀後半の所有者、グニエズノの参事会員で、自由学科・神学のマグステル、チェフウのセンジヴィはドウゴーシの友人であった。またH版には直接ドウゴーシの関与は認められないが、彼とはほぼ同時代、ヤギウォ朝のいわば絶頂期のポズナニの城代（カシテラン）、ヴィエルコポルスキ州の長官（スタロスタ）シヤモトウのビョートルの所有であった。いずれにしても、『匿名のガル年代記』は、オリジナルな版としては今日に伝えられてはいないが、ヴィンセンティの年代記の中に用いられ、『ポーランド諸侯年代記』の中に再録され、ドウゴーシの年代記作成の基本資料として利用されたことは、この写本作成の推移から浮び上ってきた重要な事実であろう。『匿名のガル年代記』が、歴史文書として、ポーランドの諸々の年代記、歴史書の起点にあたる地位を占めているのは、一つには、こうした文脈において扱えられるべきであろう。

(1) 拙稿「ポーランド最古の年代記——『匿名のガル年代記』について」（岡山大学法学会雑誌）第二五巻第二号、一九八五年）参照。

(2) *Monumenta Poloniae Historica. nova series-Tomus II. Galli Anonymi Cronica et Gesta Ducum sive Principum Polonorum. ed. praef. notis Carolus Maleczyński. Cracoviae 1952.* とりわけ、マレチンスキによる『序文』を参照した。

(3) ドウゴーシとは、ヤン・ドウゴーシ Jan Długosz (1415-1480) を指す。三〇才まで司教オレシニツキの書記官を務め、後に宮廷に入って、カシミエシ・ヤギェロンチク王の側近、またその王子の師傅となる。ポーランド中世最大の歴史家として、十ニ巻からなる『高名なポーランド王国年代記』*Annales seu cronicae incliti regni Poloniae* を書き、また多くの司教の伝記、プロシアの十字軍とポーランドとの争いの歴史をも書き残した。
ザモイスキ版については、J・クシジャノフスキが一九四八年に写真版を出版している。

- (4) 普通「このスタニスワフ伝を『聖スタニスワフ大伝』*Vita Sancti Stanislai Cracoviensis episcopi (Vita maior)*と呼ぶ。」
Dąbrowski, op. cit., 90-92. 拙稿「聖スタニスワフ崇拜の形成について」(『岡山大学法学会雑誌』第三五卷第三・四号、一九八六年)参照。
- (5) 『ハンガリア・ポーランド年代記』については、「Kronika Węgiersko-Polska” in *Monumenta Poloniae Historica*」以下
M. P. H. ヲ略記」(Warszawa 1960) T. 1, 485-515.
- (6) ヤン・ラドリッツァ Jan. Radlica. 宮廷医師、尚書官、クラコフ司教。一三六一年ころ、バリ、モンペリエで勉強し、神学と医学の学士となる。一三七七年、ポーランド王国尚書官となる。ウァディスワフ・ヤギェウォの初期の統治の支持者となり、一三九二年に没。
- ヤン・ウアスキ Jan Laski (1455-1531) 大法官であり、グニエズノ大司教。法典編纂、法の執行運動の指導者であり、外交官として、プロシアのポーランドへの併合の唱導者。
- (7) センジウイ・チェフウァ Sedziwoj z Czechla (1410-1476) 神学者、フマニスタ、グニエズノ教会司教座聖堂参事会員。一四二八年クラコフ大学で自由学課のマグистерとなり、一四三二年からグニエズノに移る。一四三七―三八年、フェラーラ公会議に参加、一四四一年バーゼルへ、またバーゼルからバリへ赴く。一四四五年ポーランドに帰り、カジミエシ・ヤギェロンチクのプロシア政策を支持し、トルニの和(一四六六年)の交渉に参加する。神学、フマニズムに対して該博な知識を有しただけでなく、歴史書のテキストの保存・収集に熱意を持った。
- (8) ヤン・ザモイスキ Jan Zamoyski (1542-1605) フマニスタ、尚書官、軍司令官(ヘットマン)。バリ、ストラスブルグ、パドヴァの各大学で法学を学び、一五六五年にポーランドに帰国して、ステファン・バトリーの王選出後は、王の最高の顧問官となる。一五八一年、ヘットマンに即位。バトリー時代の外交の指導者、軍事指導者となる。一五八九年、引退後、ザモシチに宮殿を作り、一五九三年ザモシチにアカデミアを創立し、多くの文人、知識人を養成する。
- (9) スタニスワフ・ポニャトフスキ・アウグスト Stanisław August Poniatowski (1732-1798) ポーランド王在位は一七六四―九五年。
- (10) タデウシ・チャッキ Tadeusz Czacki (1765-1813) 啓蒙活動家。チャッキについては、前掲の拙稿「ポーランド最古の年代記」九三ページ参照。

第二章 作品形式と作者の出自

『匿名のガル年代記』を、いかなる歴史書のジャンルに入れるべきか、についても多くの論争的となってきた。とりわけ、いわゆる『年代記』Chroniconの部類に入れるべきか、それとも、『功業録』Gestaの部類に入れるべきか、については見解は大きく分かれている。

通常、中世において書かれた『年代記』Chroniconは、セビリアのイシドールが与えた定義によって、「時 *Xpouos* の連鎖 *temporum series*」と呼ばれ、天地創造か、あるいはキリスト生誕時から、『年代記』の作者の時代までの出来事を、時系列に従って叙述していくものであった。中世には、この『年代記』の他にも、作者の同時代の出来事を毎年毎に手短かに書き記していく *Annales* 『編年誌』（または『年報』）の形式をとった歴史書も書かれているが、これは概ね短期間の出来事をカヴァーするものであって、長い時代を含む歴史書は、やはり『年代記』と呼ばれる³。

それに対して、『功業録』とは、すぐれた人物の行為を描くことに重点を置くもので、時の順序についてはあまり関心を払わず、むしろ、功績の内的関連性を重視し、さらにその表現方法において韻文的形式を取るものが多い⁴。

以上の点からみるならば、『匿名のガル年代記』は、『年代記』というよりもむしろ『功業録』に属するとした方がよいかもしれない。なぜなら、その第一巻は、はじめの五章を除けば、ほとんどすべての章をボレスワフ・フロブリとボレスワフ・シチョドリの治政と人物像の描写にあて、第二巻においては、はじめの七章はボレスワフ・クシウステイの父ヘルマンの統治を描いているが、それ以外は、第五〇章の終りにいたるまで、ボレスワフ・クシウステイの功績を描くことにあてられており、第三巻は、すべて、ボレスワフ・クシウステイの功績を描くこ

とにあてられているからである。いかえれば、『匿名のガル年代記』は、三代にわたるボレスワフの英雄的功績を賛えた『功業録』といつてもいいかもしれないのである。実際、『匿名のガル年代記』のポーランド訳者でもあり、この年代記研究の権威ブレジアも、この年代記を英雄武勲詩 *Chanson de geste* に近い作品であり、また同時代に書かれた『ハンガリア人の功業録』に酷似した作品としている。また『匿名のガル年代記』の校訂版を出した K・マレチンスキもまた、『功業録』の立場を取り、南イングランドやノルマンディ地方で十一世紀から十二世紀に書かれた八つの『功業録』に類似の作品としている⁵。しかもブレジアもマレチンスキも『匿名のガル年代記』の文体に着目し、その著しい韻文的傾向を指摘して、これをやはり一種の英雄武勲詩としている。

こうしてマレチンスキもブレジアも、この年代記の作品としての形式を『功業録』とする点では一致している。しかし、他ならぬ年代記の文体研究から引き出された、作者の出自をめぐる論点においては、両者の見解は相違したままである。

確かにブレジアもマレチンスキも、この年代記の文体の特徴を律動的文体 (*cursus velox, cursus tardus*) と二音節押韻を多用する散文的韻文とする点では一致しているが、この文体を用いて作られた作品の普及範囲、またそれと関連した年代記作者の出自については、見解を異にしている。ブレジアは、この文体は、十一世紀の終りから十二世紀にかけての時期においては、トゥール、オルレアンを中心とする中部フランスによく見られたものとし、ガルの作品の文体を、この中部フランスの詩人ラヴァンダンのヒルデベルト *Hildebertus Lavardin* のそれに似ているというのである。ブレジアはこうした見地に立って、年代記の作者を中部フランスの出自であり、この地方で教育を受けたベネディクト派修道僧として、南フランスの聖イジェ教会に移り、そこからハンガリアへ渡り、何らかの理由でポーランドに追放された者と想定している。

他方でマレチンスキは、この律動的文体と二音節押韻の散文の技法の普及範囲をフランドル、ベルギー、オラン

ダ、ライン地方に求め、とくにフランドル人ボン・エスバランス修道院長オノのフィリップ Filip z Hainaut の作品こそ、ガルの作品にみられる技法の典型であるというのである。また、ボレスワフ・フロブリの哀悼歌（第一巻第一六章）は、プリュムのレギノの手になる年代記の中に収められている、ノルマンディのベック修道院長、後にカンタベリー大司教となったランフランクの哀悼歌と、その構造と表現において酷似しているという（十五音節、三行詩、共通の言葉の使用）。こうした見地に立ってマレチンスキは、年代記の作者を、生地はまだ明らかにされていないが、いずれにせよその地から追放され、フランドル地方で教育をうけ、ノルマンディのベック修道院かそれに関係した教会施設に立ち寄り、一一一一年ごろ、ハインリヒ（ヘンリク）五世の宮廷に入り、同年にはポーランドの宮廷に入った人物と想定している。

いうまでもなく、筆者には、プレジアの説とマレチンスキの説のどちらがより説得的であるか、を論じうる力量もその用意もない。ただ両者ともこの年代記の作者の出自を、中部フランスであれ、北東フランスであれ、フランスの、しかもラテン語文化の中心地に関係させているのであって、その意味では、広く作者の文化的出自を、当時のフランスのラテン語文化圏とすることもできるであろう。

しかしながら、作品の形式を『功業録』とする点は、やはり留保すべき点であろう。確かに前に述べたように、この年代記の紙幅の大半は、ボレスワフ・フロブリア、ボレスワフ・シチョドリ、ボレスワフ・クシヴウステイの功績の描写にあてられている。しかしながら、その紹介の方法は、一人一人の人物の功績について、フランスの功績の描写をするのではなく、特定の視角から光が当てられた領域に叙述を集中するという方法である。

今、簡単に『匿名のガル年代記』の構成を左に示してみよう。

[I] 第一卷	第一章	ピアスト朝の起源からミェシコ一世の統治
	→	
[II] 第一卷	第五章	
	第六章	
	→	
	第六章	ボレスワフ、フロブリの統治——オットー三世との会見、ルーシ攻略
[III] 第一卷	第七章	
	→	
	第七章	カジミエシ復興、王の統治
	→	
	第二章	
[IV] 第一卷	第三章	
	→	
	第三章	ボレスワフ・シチヨドリの統治
	→	
	第二章	
[V] 第一卷	第三章	
	→	
	第三章	
	→	
	第一章	ウァディスワフ・ヘルマンの統治、息子ズビグニエフとの争い
	→	
	第八章	

[VI] 第二卷 第九章 第五〇章	↳ ↳	ポレスワフ・クシヴウステイの統治 ポモージェ・モラヴィア攻略の経過、ズビグニエフ（兄）との内紛
[VII] 第三卷 第一章	↳ ↳	ポレスワフ・クシヴウステイの統治 神皇ローマ皇帝ハインリヒ五世との戦い、ポモージェ、モラヴィア攻略

『匿名のガル年代記』の構成をこのように七つの部分（「I」から「VII」）に分けることができるとすれば、この「VII」の部分は、それ自体、一卷分に相当する分量であり、その主要なテーマは、ポレスワフ・クシヴウステイによる神聖ローマ皇帝ハインリヒ五世との戦い、および、その戦いと関連したポモージェ、モラヴィアの攻略である。ここでは、ハインリヒ五世に対して、「ポーランドの古き自由」の擁護が主張され、ポーランドが正統な王国であることが力説されている。この年代記のハイライトがこの部分にあることは、おそらく否定しえないであろう。いわば、この年代記は、この「VII」の部分のために、この部分で展開されている主張を補強し、権威づけるためにその他の部分書かれる、という構成を持っているのではないかと思われる。

もしこのような整理が許されたとすれば、この年代記の全体の意図が、個々の統治者の功績を描くというのではなく、王・公を含めた当時のポーランド社会の有力者達が追求してきた一定の政策の表明にあったと考えられるのである。そしてこうした視点から、自らの拠って立つ王朝の正統性をその歴史の起点から叙述することとなった、と思われる。この意味において、この年代記はやはり王朝の歴史をその起点から年代順に書き記していく『年代記』Cronicon の名に価するものであると思われる。ザモイスキ版のテキストに、十五世紀に書き加えられた銘『ポーランドの古き年代記』“Cronica vetus Poloniae”も、また十六世紀の署名に『ポーランド王国年代記』“Cronicon Poloniae”

regnum」とあるのも、十五・六世紀のポーランドの知識人がこのように理解していたことの証左になるであろう。

しかしながら『匿名のガル年代記』に託した、当時のポーランドの有力者達の自己主張は、ラテン語による韻文的散文による歴史叙述という形式をとらざるを得なかったことも確かなことである。他の国々に対する主張としても、また自己了解の形としても、文字はラテン語しかなかったからである。従ってまた、この年代記のメッセージを解くためには、やはり、ラテン語による文章表現の文献学的検討が欠かしえぬ作業ということになろう。以下その作業を筆者の能力及ぶかぎり、検討してみることとする。ただし、あくまでもこの年代記のメッセージを明らかにするという視点から必要な限りの検討・紹介にとどめておくこととする。

- (1) 『年代記』の部類に入ると主張する研究に以下のものがある。St. Kętrzyński *Gall anonim i jego kronika* (RAU 1899 38), W. Kętrzyński, *Niektóre uwagi o autorze i tekście najdawniejszej kroniki polskiej* (RAU, 1900 53), M. Gumplowicz, *Bischof Baldwin Gallus u. Kruszwica*, (Sitzber. d. Akad. d. Wiss. Wien, 1895 132), R. Grodecki, *Anonim tzw. Gall, Kronika Polska* (Kraków 1923), F. Pohorecki *Rymka Kroniki Galla Anonima*, (Poznań 1930), M. トンビツの見解は、『功業録』による見解と『年代記』による見解の中間に立つ。M. Plezia, *Kronika Galla na tle historiografii* Ⅲ w., (Kraków 1947), 一種の顕彰文と見る者 B. Chlebowski, *Kronika tzw. Gallus jako pierwszy pomnik literatury łacznokopolskiej* (Warszawa 1916), K. Krotoski, *O łacińskim pangryńku z pierwszej połowy Ⅲ w.*, (Kraków 1904) T. Tyc, *Z dziejów kultury w Polsce średniowiecznej*, II (Poznań 1925) 『年記』と見る者 S. J. T. Tyc, *Anonim, biograf brzoźnego Bolesława* (Warszawa 1925), 『歴史物語』(『伝承』) と見る者 S. J. A. Brückner, *Próbbi najnowszej krytyki historycznej* (Przegł. Hist. 1905, 1)
- (2) *Eymologiarium s. Isidori* Lib. V (Migne 82L) 214, "Cronica Graece dicitur, quae Latine temporum series appellatur, qualem apud Graecos Eusebius Caesariensis episcopus edidit, et Hieronymus presbyter in Latinam linguam convertit. Xpovog enim Graece, Latine tempus interpretatur." イシドールスは、カエサリアのエウセビウスがはじめた、天地創造から始まる『旧約聖書』以来の歴史と一般史とを対照配列する方式を受けつぎ発展させた。
- (3) ハスキンスにおいても、古典古代のツキティデスやタキトゥス以来の編年史 *Annales* と並んで、中世において教会の復活祭暦表に書き込まれた雑記録から生じたもう一つの編年誌 *Annales* の成立が指摘されている。また後にはこの編年誌と年代記と

が述べたように、全体としての年代記はなされたものにならなかった。ドマゴーンの年代記の“*Annales seu Cronicae*”と書かれる。
 Haskins, op. cit., p. 230. クスマンスキの通称は“*ニ○國王*”。M. Plezia, “*Wstęp*” in *Anonim izu Gall* (Kraków 1982. B. N.), p. 49.

- (4) Plezia, op. cit., p. 50. Meleczyski, op. cit., p. 41.
 (5) クスマンスキは「ガルの年代記と同時代の（一三二〇年以前に書かれた『功業録』*Gesta*として、以下八つの作品を挙げてみる。それらの作品のすべては、ノルマンディが南イングランドで書かれた」としている。マレンスキが『ガル年代記』の作者の文化的出自を北フランスに求める一つの背景がここにある。

- ① *Gesta Wilhelmi Conquestoris*
 作者 Wilhelm z Poitier 執筆年 1071-1072
 ② *Gesta Normannorum ducum*
 作者 Wilhelm z Juniege 執筆年 1071
 ③ *Gesta Roberti Wiscardi*
 作者 Wilhelm z Apulii 執筆年 1099-1110
 ④ *Gesta Tancredi*
 作者 Radulf z Caen 執筆年 1107
 ⑤ *Gesta regum Anglorum*
 作者 Wilhelm z Malmesbury 執筆年 1120年以前
 ⑥ *Gesta Francorum et aliorum Hierosolimitanorum.*
 作者 匿名 執筆年 1099
 ⑦ *Gesta dei per Francos*
 作者 Guibert z Nogent 執筆年 1104
 ⑧ *Historia Francorum qui ceperunt Jerusalem*
 作者 Rajmund z Agiles 執筆年
 (6) 『ガル年代記』の文体研究については、F. Pohorecki, *Rymika Kroniki Galla-Anonima* (Poznań 1930).
 (7) Plezia, op. cit., p. 11, p. 63-65.

- (8) Plezia, op. cit., p. 8-11.
- (9) Maleczyński, op. cit., p. 93-95.
- (10) Maleczyński, op. cit., p. 65.
- (11) Maleczyński, op. cit., p. 95-96.

第三章 典拠と若干の政治学的用語

王（レックス）と祖国（パトリシア）と国家（レスプブリカ）について

『匿名のガル年代記』の作者が依拠した典拠については、マレチンスキの研究が詳細にこれを追求し、筆者自身も主にこの研究に拠って翻訳・注釈を書き進めてきたところであるが、どの程作者が典拠を意識して自らの文章を作成したかについては、今日でも確定しているわけではない。作者の文体が、いわゆる「韻文的散文」：“proza rymowana”であるため、典拠と思われる文章を変形して利用しており、また作者自身が大部分は典拠を挙げずにいるからである。ただし、第二巻第三章では『起源の書』として、ヨゼフスの『古代ユダヤ史』か『旧約聖書』かのどちらかが言及されているし、第二巻第一六章では、サルステイウスの『ユグルタ戦記』が挙げられている。²

今日までの研究を踏まえれば、作者が最も依拠している典拠はやはりウルガータ版『聖書』であり、次いでサルステイウスの『ユグルタ戦記』、『カティリナ戦記』ということになろう。筆者の注釈も可能なかぎり、この典拠の引用については注記しておいた。マレチンスキによればカエサルの『ガリア戦記』については、六度の引用ないし示唆があり、リヴィウスは、シリウス・イタリクスの『カルタゴ人』を介して一度だけ触れられている。歴史家の

ユステイヌスやユリウス・ヴァレリウス、セネカ、キケロからの引用・示唆の回数は少ない。またローマの詩人ウエルギリウス、ホラティウス、オウィディウス、ルカーノス、スタティウス、テレンティウス、ユベナリス、スタティウスの引用については、回数は少ないが、翻訳の注釈の中に挙げておいた。中世キリスト教関係の著作家については、マレチンスキに依れば、アウグスティヌス、アンブロシウス、キプリアヌス、大グレゴリウスを典拠としている箇所が存在し、これも翻訳の注記に触れておいた。

中世の歴史家の作品としては、マレチンスキによれば年代記の作者は明らかにアインハルトの『カール大帝伝』を知っており、ボレスワフ・フロブリの宮廷描写の文章にそれを生かしているし、ウイドキンズの『ザクセン史』から、ザクセン人のブルス侵入の故事を継承している。またマレチンスキ、ブレジアも、プリムのレギノによる年代記からの影響も指摘している。さらにマレチンスキは、ノルマンティあるいはイギリスで書かれたカーンとベツクの大修道院長、後のカンタベリ大司教ランフランクの死の頌歌とボレスワフ・フロブリの賛歌との類似性を強調していることは前に述べた。

すでに述べたように、この年代記の作成の時期はグレゴリウス改革の時代と重なっており、作者もまた基本的には正統カトリック教会の見地に立って、法王使節や教区会議の権限、結婚サクラメントに関わる権限を明確に表明しているが、しかし聖権と俗権の優越をめぐる点においては中立的であったといつてよい。「神の僕たる者は、神に属することは霊的に神に従うべきであり、皇帝に属することは、この世の君主達に敬意を払い、彼らに従うべきです」⁴「*Oportet enim Dei ministros in his, que Dei sunt, Deo spiritaliter obedire : et in his, que sunt cesaris, honorem et servicium mundi principibus exhibere.*」

ガルにおいても、神皇ローマ皇帝の位置は他の世俗君主の上に位つものとして、インペラトルの名称で呼ばれており（「*Henricus imperator*」インペラトル、ハインリヒ）、また教会設立の権限をも保持していたとされる。

“imperator……insuper etiam in ecclesiasticis honoribus quicquid ad imperium pertinebat in regno Polonorum, vel in aliis superatis ad eo vel superandis regionibus barbarorum sue suorumque successorum potestati concessit.” (I-c. 6)

「皇帝は、……さらに教会の頭職においても、ポーランド王国およびすでにポレスワフによって征服されたか、あるいは将来征服されるであろう野蛮な地域における皇帝のすべての権限を、ポレスワフおよび彼の後継者に譲った。」

皇帝は、ポーランドの国内においても、また異教を信奉している未開の土地においても、それらの土地に教会を設立する権限を持っていたとされる。

しかしながらガルにおいては、こうした皇帝の優越した地位は、ポーランドに対する貢納を要求する程のもではなかった。そもそもガルにおいては、皇帝と王とは、「兄弟、協力者、同盟者」の関係であった。

「皇帝はポレスワフを帝国の兄弟、協力者に任じ、またローマ国民の友、同盟者と呼んだ。」(I-6)

“imperator eum fratrem et cooperatorem imperii constituit, et populi Romani amicum et socium appellavit.”

それゆえ、ハインリヒ五世がポーランドの分割やポーランドに対する貢納を強要した時、それは皇帝の権限を越えるものと見なされ、その企てが失敗に終わったことを、神の皇帝に対する罰と見なされたのである。この点をガルは、皇帝の陣にあった兵士達の歌として次のように描いている。

「彼の公(ポレスワフ・クシヴウステイ)こそ、神に許されし戦を異教の徒と戦えど、

我等はキリストの信徒に許されざる剣を振う

神、ゆえに彼とともにありて、彼に勝利を賜わり

また我等には、正しくも我等が犯した不義のゆえに罰を下したまう。」(III-11)

“Ipse quidem cum paganis bella gerit licita. Sed nos contra christianos gerimus illicita. Unde Deus est cum eo faciens victoriam. Nobis vero iuste reddit illatam iniuriam.”

この詩の中で注目すべきは、ポーランドの国はキリスト教国とされ、キリスト教徒の君主が異教徒と戦うことは正当とされるが、キリスト教君主としての皇帝が同じキリスト教君主のポーランド公と戦うのは不当とされていることである。世俗君主においても、キリスト教を信奉する君主であるか否かが、ガルにおいても重要な注目点であった。

確かに、ガルにおいては、キリスト教を奉じない民は、野蛮な民とみなされ、それらの民を平和裡に、また力によってキリスト教徒に改宗させることは、キリスト教君主にとって、義務であり、名譽であった。ガルが三巻の年代記を通じて、ポモージェ人との戦いやプルスシアへの征服に大きな紙幅を割くのは、ポーランドの君主の正当性を強調する立場からむしろ当然のことである。

「他方、北の海、すなわちアンフイトリオン海の側には、相い接している狂暴で野蛮な二つの民、セレンチア、ポモージェ、プルスシアの民が住んでいる。彼らに対して、ポーランドの公は、彼らをキリスト教に改宗させようとして不断に闘っているが、剣による布教では、彼らの心を異教から解き放つことはできなかった。」(I-Prohemium)

“Ad mare autem septentrionale vel amphitrionale tres habet affines barbarorum gentium ferocissimas nationes, Selenciam, Pomoraniam et Pruziam, contra quas regiones : Polonorum dux assidue pugnat, ut eas ad fidem convertat.”

「野蛮で異教の民」「barbarorum gentium nationes.”とキリスト教徒の民との対比という視点は、年代記の全

体を貫く基調となっている。そのために、年代記においては、降伏を申し出たポモジャ人に対して、ポーランド人が正気を失って虐殺を働いた事件が取り上げられてはいても、ポーランド人の態度を不当であるとされてはいない。¹⁰⁾ また同じ野蛮な民の中でも、プルシア人は最も遅れた民と見なされている。

「それからポレスワフは、非常に野蛮な土地プルシアに攻め入った。……それ以来その土地は、王もなく法もない状態が続き、当初からの異教と野蛮を離れることがなかった。さて、今はプルシア人を野獣のところに残しておき、理性を与えられた者達に、一つの話を語ろう。」¹¹⁾

“Igitur in Prusiam, terram satis barbaram, est ingressus. …… Adhuc ita sine rege, sine lege persistunt, nec a prima perfidia vel ferocitate desistunt. …… nunc autem Pruzos cum brutis animalibus relinquamus et quandam relationem rationis capacibus …… referamus.”

こうしてガルにおいては、キリスト教国は文明国、非キリスト教国は野蛮な民とされ、キリスト教徒は理性を有する存在、野蛮な民は野獣とともに存在するものとされ、そこに大きな優劣の差が横わっているとされる。

しかしガルの叙述は、こうした見解を完全な形では表現しておらず、若干の表現において、この見地になじまない箇所を残している。

一〇九〇年に行われたウァディスワフ・ヘルマンのポモージェ戦において、ポモージェの国を「王国」「Regnum」と呼んで、正統なる統治体の呼称を与えている。

“Igitur Polonorum dux Wladislaus, …… iussit nominato die in hora constituta omnes in mediuilio regni munitiones concremare” (II-1)

「さて、ポーランド公ウァディスワフは、特定の日、特定の時に、この王国のすべての城塞を焼き払うように命じた。」¹²⁾

また主としてポーランドの王国 *regnum* を指す重要な語パトリア “*patria*” 「国」という語すら、ポモージェを指す用語に用いている。

“*cum paucis electis penetravit medullium patrie paganorum. …… Cum ad urbem regiam et egregiam ……*”

「(ボレスワフ・クシヴステイ) は、より選った少数の者を率いて、異教徒の『国』^{パトリア}の中心に攻め入った。壮麗な王都に……」¹²⁾。

諸々の異教の民の中にあつて、ただポモージャ人の国だけにこのような呼称が与えられている理由については、作者は何も語ってはいない。しかし年代記を通じて描かれるポモージャ人の国は、ポーランドの王公によるキリスト教化政策のいわば最前線に立つ土地であり、時にはピアスト朝との姻戚関係を持つ公の一族も存在し、また時にはボレスワフ・クシヴステイによってキリスト教に改宗することもあつた土地である。

「さて不撓不屈のボレスワフは、再びポモージェに攻め入った。……多くの者を異教からキリスト教の信仰へと改宗させ、また自ら砦の領主を洗礼の泉から引き上げた。そこで異教徒達と彼らの君主は、ボレスワフがいかに易々とチャレンクフの砦人の傲慢を挫いたかを聞いた時、君主みずからすべての者に先立ってボレスワフに降伏した。」¹³⁾ (II-44)

“*Igitur impiger Boleslous iterum Pomorianam est ingressus. …… Insuper etiam ad fidem multos ab infidelitate revocavit, ipsumque dominum castelli de fonte baptismatis elevavit. Audientes autem hoc pagani, ipseque dominus paganorum, sic facile videlicet corruiisse contumaciam Charnocorum, ipse dux Boleslauo primus omnium se inclinavit*”

」)で言及されている「異教徒の君主」「*dominus paganorum*」とは、マレチンスキによればポモージェ全体に

対する君主であり、またボレスワフ・クシヴウステイが自らの縁者として、ポモージャ公シフィエントポウクは、ポモージャに君臨している諸公の一人であった(二巻第二九章のシフィエントポールと第三巻第二六章のシフィエントポウクとはそれぞれ別のポモージャ公であり、後者の方が有力であると考えられている。)

しかしながら全体としてはキリスト教の君主とその王国は、異教の君主とその土地よりも優位に位置するものとされる点ではガルはほぼ首尾一貫しているといえよう。

異教の国々の中にあつて、ポーランドはキリスト教国として立てられた国であるという主張は、『ガル年代記』の最も力説するところであるが、その点は、ポーランドを当初から『王国』“*regnum*”と呼び、ポーランドの正統な君主の第一代として、キリスト教に改宗したミェシコを挙げていることから明白である。

第一に、ピアストの息子シエモヴィットは、有力者から推されてポーランド公 *dux Poloniae* に就くのであるが、彼の統治する国がすでに「王国」“*regnum*”と呼ばれている。

「王の中の王、公の中の公は一致して彼をポーランド公に任じ、ポピェールを子孫とともに完全に王国から追放した。」(I-3)

“*rex regnum, et dux ducum eum Polonie ducem concorditer ordinavit, et de regno Pumpilii cum sobole radicitus extirpavit.*”

しかしポーランド王国が真にキリスト教の王国として登場するのは、ミェシコ一世の時代であり、それゆえに第三章でシエモヴィットを公の位に就いたとしながらも、第六章で敢えてミェシコをポーランドの最初の公と呼んでいるのである。しかしその理由については作者は明示していない。ただミェシコの身に生じた七才の時の盲の開眼の奇跡とミェシコがキリスト教の女ドンブルフカと結婚し、これを契機に彼がキリスト教に改宗したことがミェシコの公の位と結びつけて語られているだけである。とすれば、ミェシコ以前の「公」は正当な「公」の位置ではな

く、「公」に正当性を付与しているのは、キリスト教改宗という事実に求められていることになるであろう。ポーランドの正当なる君主は、キリスト教に改宗したミェシコから始まるとされるのである。

「まさしくポーランドはかつては盲であった。真実の神への崇拜も、信仰の教えも知らなかったからである。

しかし、開眼したミェシコによってポーランド自身もその蒙が開かれた。というのは、ミェシコが信仰を受け入れた時、ポーランドの民も異教の死から救われたからである。」¹⁵（I-4）

“Vere Polonia caeca prius erat, que nec culturam veri Dei : nec doctrinam fidei cognoscebat, sed per Meschonem illuminatum est et ipsa illuminata, quia eo credente Polonica gens de morte infidelitatis est exempta.”

「こうしてポーランド最初の公ミェシコは、信仰に厚い妻によって、洗礼の恩寵に浴した。」¹⁶

“Primus igitur Polonorum dux Mescho per fidem uxorem ad baptismi gratiam pervenit.”

しかしながらガルは、ポーランド王国が正当な王国として評価される根拠を、それがキリスト教国家であることだけに求めているわけではない。これに加えて、ポーランド王国が公や伯といった君主に認められる国ではなく、まさしく「王」*rex*によって統治される国であるとされている点も看過すべきではないだろう。

先に紹介したように、王は皇帝に次ぐ地位であり、皇帝の上位権に服するとされるが、それでも「皇帝の友」という立場であった。まさにガルにおいても、ボレスワフ・フロブリとボレスワフ・シチョドリは「公」*dux*ではなく「王」*rex*であった。

「ボレスワフ王は、現在のポーランドが持っているよりも多くの甲騎兵を持っていた。」¹⁷（I-8）「ボレスワフ王の軍隊の堂々たる勢威はこのようのものであったが、それに勝るとも劣らないのが、霊的な従順の徳であった。」¹⁸（I-9）

“Plures namque habebat rex Boleslaus milites loricatoros” (I-8) “Hec erat Boleslavi regis magnificentia militaris, nec inferior ei erat virtus obediencie spiritus.” (I-9)

ボレスワフ・シチョドリについては次のような記述がある。

「王ボレスワフ二世は勇敢で精力的な騎士であり、客人には好意あふれる保護者であり、気前の良い人々の中でも最も気前のよい主人であった。」¹⁹⁾ (I-23)

“Igitur rex Boleslaus secundus, andax fuit miles et strenuus, hospitum susceptor benignus, datorque largorum largissimus.”

さらに注目すべきは、この「王」の像をカルは、『聖書』、とりわけ『旧約聖書』に登場する神聖な王の姿と重ねあわせて描いていることである。世俗界において皇帝に次ぐ地位を占め、俗界における諸徳の担い手として登場するだけでなく、自ら一個の宗教的存在者として、また宗教的諸徳の体現者としても描かれている。

まずボレスワフ・フロブリについて、その生誕を次のように描いている。

「というのは、ミェシコの時代に、ミェシコによって、天から朝の光がポーランド王国にもたらされたからである。すなわちミェシコは、神によって祝福された女から栄光に輝くボレスワフを儲けたからである。」²⁰⁾

“quod suo tempore et per eum oriens ex alto regnum Polonie visitavit. De hac namque benedicta femina gloriosum Boleslaun generavit.”

ここに「天(高き所)からの朝の光: oriens ex alto」とある言葉は、『新約聖書』「ルカによる福音書」一一七八「これは我らの神の深き憐れみの心による。この憐れみによって高い所からあけぼのの光が我らに訪れ」という箇所を典拠としており、この「あけぼのの光」“*avatorok*”はまた『旧約聖書』「サムエル記下」第三章にあるダビデの遺言の中に登場する言葉「朝の光」“*אור בקר*” (オール・ボケール)を想起させるものである。すなわち、

これは、グビデの如き、神を畏れる正義の王を意味している。事実ボレスワフはその徳に関しても、聖・俗の双方にわたる卓越の故に賛美されている。

「ボレスワフ王は、このような諸徳、すなわち、正義と公平、畏敬と慈愛において際立っていた。……とりわけ三つの徳において、すなわち正義・公正、敬虔において偉大さの極みに達した。正義において、というのは、裁きには人を分け隔てせず、訴えを解決したからであり、公正において、というのは、諸侯と人民とを、思慮分別をもって深く愛したからであり、敬虔において、というのは、キリストとその花嫁を、あらゆる手だてによって崇拜したからである。」（I-11）²¹

“Talibus ergo virtutibus, iusticia et equitate, timore scilicet et dilectione rex Boleslaus precellebat, …… tribus tamen virtutibus ; iusticia, equitate, pietate specialiter ad tantum culmen magnitudinis ascendit, iusticia, quia sine respectu persone causam in iudicio discernerebat ; equitate, quia principes et populum cum discrecione diligebat, pietate, quia Christum eiusque sponsam modis omnibus honorabat.” さらに重要なことは、ガルにおいて、「王」は「塗油された者」であり、しかも「塗油された者」に対しては、いかなる肉体的な罰をも課してはならないとされていることである。

この点はボレスワフ・シチョドリがクラコフ司教を殺害したことに関するガルの有名な記述の中に見ることができ

る。「塗油された者は、塗油された者に対して、いかなる罪を犯したとしても彼に肉体的な罰を加えることは許されないのである。ボレスワフが罪に対して罪を以って応え、司教の裏切りに対して四肢切断を敢えて行った時、これは彼に大いなる厄災をもたらした。」（I-27）²²

“non debuit christus in christum peccatum quodlibet corporaliter vindicare. Illud enim multum sibi

nocuit. cum peccato peccatum adhibuit, cum pro traditione pontificem truncacioni membrorum adhibuit.”

この「クリストゥス」「christus」とは、いうまでもなく、ヘブライ語の「メシアハ」:「**מָשִׁיחַ**」——「油注がれたる者」のギリシャ語訳「プリストス」:「**Χριστός**」:「油注がれたる者」のラテン語表記である。『旧約聖書』「サムエル記」には、サウル、ダビデは、予言者サムエルによって油注がれて王位に即くのであり、また、油注がれた者の身体は聖なるものとして触れてはならないとされる。『サムエル記上』第二四章に次のようにある。「ヤハウエの油注がれたる者に手を下して、だれが罰を免れようか。」²³

こうしてガルにおいては「王」は単なる「公」「侯」や「伯」以上の者、宗教的な「聖性」を帯びるものとして描かれており、ここに、先にのべた「王国」「regnum」の言葉の使用と対応して、ポーランドは正当なる、神聖なる王によって統治されるキリスト教王国として描かれているのである。

さて、ガルの年代記を貫く大きなモチーフの一つが、神聖ローマ皇帝によるポーランド侵入を阻止し、ポーランドの古き自由を守ったボレスワフ・クシヴウステイの栄光を称えることにあつたことにはすでに紹介してきたところであるが、ブレジアによれば、これはポーランドの独立とナショナリズムを主張する文献の連鎖の最古の環であるとされる。そこで今一度この主張の持つ意味をガルの言語表現の分析を通して検討してみることとしよう。

ガルは、ポーランドの国家および国家の独立とこのように表現しているのであろうか。先にのべた「王国」「regnum」に並んで、くりかえしポーランドの国家を表現する時に使われるのが「パトリア」「patria」という語である。

まず第一巻の序言で「パトリア」はポーランドの土地を意味する語として使われている。

「パトリアには、体によい空気、肥沃な耕地、蜜の流れる森……がある。」(I-prohemium)

“*Patris ubi aer salubris, ager fertilis, silva melliflua……*”

しかし第二巻以降では、「パトリア」は「主として」「王国」（レグヌム）という語によって表現される。「王」の統治する国、とはやや趣きを異にする文脈で使用されている。

たとえば、シエチエフの陰謀に抗して、ウロツワフの都市民に支援を懇請したズビグニエフの演説は、王族の利益とは別個の、パトリアへの配慮の問題が存在していることを示唆している。

「老いと病いによって弱くなされた我々の父は、すでに自分自身や我々のことやパトリアについて配慮する力を無くしておられる。」（II-16）

“*Quapropter, quia senio iam confectus genitor noster et infirmitate sibi nobisque vel patrie minus prevalet providere.*”

さらに、ズビグニエフの裏切り行為に対して、ポーランドの賢人達が激しく論難した箇所では、パトリアの名譽と父祖繼承の地の確保が結びつけられて語られている。

「彼はまた子供のように愚かな謀を聞き入れ、わずかな人々の憎悪のために、パトリア全体を傷つけ、父祖繼承の地を敵の蹂躪にさらしたのであった。ズビグニエフは邪な謀にそのかされ、兄弟の信義は言うも愚か、誓約したことを守らず、²⁶パトリアの名譽と父祖繼承の土地を護らず、」（II-35）

“*Qui satis puerile consilium et nociturum audiebat, cum propter paucorum odium totam patriam offendebat, ac paternam hereditatem conculcandam hostibus exponebat. Et quoniam Zbigneus malo consilio suggerente, neque fidem fratri, neque iusurandum observabat, nec honorem patrie nec paternam hereditatem defendebat.*”

この「パトリアの名譽」「honor patrie」と「父祖繼承の地」「paterna hereditas」の強調は、第三巻全体の基調

ともなっており、またポレスワフ・クシヴウステイによる皇帝ハインリヒ五世への抵抗の動機、「ポーランドの古き自由」*“libertas antiqua Polonie”* を支える基本的感情であった。

グロークフ近郊の戦いの場でポレスワフ・クシヴウステイはこう叫んでいる。

「今一度、ポーランドの自由のために生死を賭してくれたまえ。もし彼の地グロークフで私が死んだとしても、それでパトリアの危難を終らせることができる²⁷と確信できるならば、このわずかな手勢を率いて喜んで皇帝との戦いに向おう。」(III-5)

“nunc quoque necum estote pro libertate Polonie vel mori vel vivere preparati. Ego quidem iam cum tam parva manu prelium libens contra cesarem inireni, si scirem pro certo, quod etiam ibi me moriente discrimen patrie diffinirem.”

ここでは、ドイツ皇帝との戦いは、自らの王朝と王朝の支配地を守る戦いというよりは、ポーランドにおける一種の共同体の自由を守る戦いとして意識されているように思われる。そうした理解は、ガルにおいてはまた、ポーランドを一つの「レスプブリカ」として表現することにもつながっている。ポレスワフ・フロブリの徳を称賛する第一巻第二章では、ポレスワフは、王国とレスプブリカを統治したとされる。

「このような思慮分別によってポレスワフは王国とレスプブリカを統治した。」(I-11)²⁸
 “aliquo discretionem regnum remque publicam procurabat.”

また第一巻第一五章では、ポレスワフはレスプブリカの監督者といわれている。

「彼こそ正しく祖国の父であり、祖国の守護者である。彼こそ君主であり、他人の財産の横領者でなく、レスプブリカの名譽ある監督者である。」(I-15)²⁹

“Hic est vere pater patrie, hic defensor. hic est dominus, non aliene pecunie dissipator, sed honestus rei

publice dispensator.”

ここでは「パトリア」は「レスプブリカ」と重ねられており、パトリアが一つの共同体であることが示唆されている。

「パトリア」「patria」なる語はもともと「父」「pater」から由来した語であり、「父のもの」「父祖から由来したもの」の語義を持っている³⁰。従ってここでは、一つにはポーランドの地に住みなしたスラブの各氏族が父祖達から継承した各々の土地を意味しているわけであるが、それがその土地の住民に拡張され、さらには、レグヌム(王国)にまで拡大され、一種のポーランド人共同体を指す言葉として用いられているといってもよいであろう³¹。もちろん、このレスプブリカの共同体にいかなる社会層が帰属したのかについては、ガルには明示的な言及は残されていない³²。しかしポーランド最古の年代記に、ポーランドがレスプブリカとして存在し、それがパトリアと宣せられたことは、後のポーランドのナショナルイズムの展開にとつて、一つの起点としての意義を有することになったことは否定しえない事実である。『ガル年代記』が、チュートン騎士団との対抗を枢要の課題としたヤギウオ朝初期にドウゴーシによって自らの年代記に利用され、また、近代のポーランド分割の時をはじめ印刷に付されて忘却の裡からよみがえったことをここに想起すべきであろう。

(1) 最初の本格的な文献学的研究は、M. Plezia, *Kronika Galla na tle historiografii XV wieku*, 1947. 次いで、年代記のテキストの校訂とそれに付されたラテン語による詳細な注釈を書いたK・マレチンスキのものが重要である。K. Maleczyński, *Anonima izw. Galla Kronika czyli dzieje ksiądzat i wladców polskich*, 1952.

また筆者が一九九六年から九八年にかけて『岡山大学法学会雑誌』に発表した『匿名のガル年代記』の翻訳・訳注も参照していただきたい。以下の注もこの翻訳・訳注に負っているので便宜上、次のように表記する。

第一巻第一章―第四章まで(前掲誌第四二巻第二号)――翻訳「I」

- (1) 第一卷第五章、第一七章まで (同誌第四四卷第二号) —— 翻訳 [II]
- 第一卷第一八章、第二二章まで (同誌第四五卷第二号) —— 翻訳 [III]
- 第二卷第一章、第一六章まで (同誌第四六卷第一号) —— 翻訳 [IV]
- 第二卷第十七章、第二九章まで (同誌第四六卷第二号) —— 翻訳 [V]
- 第二卷第三〇章、第五〇章まで (同誌第四七卷第一号) —— 翻訳 [VI]
- 第三卷第一章、第二二章まで (同誌第四七卷第四号) —— 翻訳 [VII]
- 第三卷第二三章、第二六章まで (同誌第四八卷第一号) —— 翻訳 [VIII]
- (2) 翻訳 [IV] 一五ページ。四五ページ。
- (3) 翻訳 [V] 一九ページ。
- (4) 翻訳 [VII] 四ページ。
- (5) 翻訳 [II] 六ページ。
- (6) 翻訳 [II] 六ページ。なお「ローマ人民の友」"amicus populi Romani"とは、ローマ国制史上、異邦の王に与えられた名譽の称号であった。E・マイヤー『ローマ人の国家と国家思想』(岩波書店、一九七八年)、一九一ページ。
- (7) 翻訳 [VII] 三六ページ。
- (8) 翻訳 [I] 一四ページ。
- (9) 翻訳 [VI] 五二ページ。
- (10) 翻訳 [VI] 三三ページ。三五ページ。
- (11) 翻訳 [IV] 九ページ。
- (12) 翻訳 [V] 一一ページ。
- (13) 翻訳 [VI] 三九ページ。
- (14) 翻訳 [I] 二八ページ。
- (15) 翻訳 [I] 三二ページ。
- (16) 翻訳 [I] 四ページ。
- (17) 翻訳 [II] 二〇ページ。
- (18) 翻訳 [II] 二二ページ。
- (19) 翻訳 [III] 一六ページ。

(20) 翻訳〔II〕四ページ。なお九ページの注(2)を参照のこと。

(21) 翻訳〔II〕二八ページ。

(22) 翻訳〔III〕二四ページ。

(23) E・カントロヴィッチの『王の二つの身体』第三章「キリストを中心とする王権」の叙述が想起されるべきであろう。一〇〇年ごろ、ノルマン公国の一高位聖職者によって書かれたとされる一文書に依って、カントロヴィッチは、中世初期王権の中心的存在である王の聖性と塗油との関係を論じている。「混成の人格」として現われたのは司教ばかりではない。王もまたそうであった。王には、彼の聖別と塗油から発出するものとして、ある種の霊的な権能が帰属していたからである。[E. Kantorowicz, *The King's two bodies*, (Princeton 1997) p. 44. カントロヴィッチ『王の二つの身体』(平凡社、一九九二年)七五ページ。]

(24) 翻訳〔I〕一五ページ。

(25) 翻訳〔IV〕三八ページ。

(26) 翻訳〔VI〕二一ページ。

(27) 翻訳〔VII〕二六ページ。

(28) 翻訳〔II〕二八ページ。

(29) 翻訳〔II〕三八ページ。

(30) 「パトリア」は、元来古代ローマ人においては、都市ローマを意味したが、帝国が拡大するにつれて、住民の居住地とローマとを、ともに「パトリア」と呼んだ。E・マイア、前掲書、一九五ページ。二五三ページ。カントロヴィッチによれば、中世においては、「パトリア」は、当初は、代々住みなしてきた居住民の小さな土地を指していたが、キリスト教の神学の影響の下、「パトリア」が「王国」と重ねられるようになった。

「パトリアは、古典古代において、きわめてしばしば、人々がそのために生き、そのために死のうと欲する政治的、宗教的、倫理的そして道徳的なあらゆる価値の集合体を意味した。しかし初期中世になると、このパトリアはほとんど忘れ去られた政治的存在となってしまう。領主と家臣との人格的絆が、他の多くの政治的結束にもまして政治生活を規定し、社会全体に浸透していた封建時代において、パトリアの古代理念は、完全に消失するか解体してしまうはかばかであった。

……すなわちパトリアについての新たな領域的観念は、おそらくキリスト教的伝統の再世俗化された支脈として展開したのではないだろうか。そして、新たな祖国愛は、天上のパトリアから地上の諸々の政体へと転移された倫理的価値の上に成長したのではないだろうか。……

しかるべき留保をした上で、『ローランの歌』がフランス人にとって意味したのと同じことが、モンマスのジェフリーの『ブ

リテン列王史」とイングランド人についても言えるだろう。モンマスのジェフリーにとって、パトリアは明らかに「島全体の君主国」"Totius insulae monarchia"を意味した。Kantowicz, op. cit., p. 235-240. モンマスのジェフリーの『ブリトン人の歴史』は、ほぼ一三三六年ごろに書かれたとされ、しかも彼の歴史書は、ベータの『教会史』よりも多くの写本が作られ、中世ヨーロッパに広く普及したとされる。従ってジェフリーの描く中世人の観念が単にイギリスだけのものではなかったことは、十二世紀のポーランド年代記に表われている観念を理解する上でも示唆的である。A. Gransden, *Historical Writing in England*, (London 1996), p. 201. なお小林公氏によるカントロウィッチの翻訳を参照したが、小林氏が「祖国」という新しい観念の「拡がり」と訳されている箇所は、私の参照した一九九七年度版では "The new territorial concept of patria" となっているので、以上のように訳しておいた。この点は、文脈上極めて重要な箇所である。

(31) この年代記においては、すでにポーランド人 Polonus は、ドイツ人 Theutonicus、ボヘミア人 Bohemus、ポモニア人 Pomoranus、モラヴィア人 Moravicus、ルース人 Ruthenus から区別されており、また同時にスラブ人の北方の一部族とされている。

(32) この年代記の中に、「共同評議会」"Communus consilium" が言及されており、国政の重要事柄の決定の場と位置づけられるような記述(第二卷第三章)がある。あるいはポーランドの賢人達 "Poloniae sapientes"、「騎士達と顧問会議」"milites et consilium" (第二卷第二章)の存在が指摘されている。またポーランド公の最高軍事指揮権、召集権も言及されている(第二卷第八章)。しかし「農民」"rustici" についての記述はあいまいであるし、騎士層の階層区分も不明である。このポーランド人共同体が、ミッタイスのいう「人的結合国家」"Personen verbandstaat" であったとしても、何らかの地縁的結合を持つものであったことは事実であろう。

(33) もちろん、ここでいう「ナショナリズム」は近代国民国家形成に伴った近代ナショナリズムではないが、近代ナショナリズムもまた過去から継承してきた何らかのエトニッシュな共同性への確信を基礎として形成されるのであるから、その意味で前近代のエトニッシュな共同体形成への確信を、一種のナショナリズムと呼んでもあながち不当ではないであろう。E・パークーが国民形成に果たしたパトリアの観念の重要性を指摘していることも看過すべきではない。「国民(nation)」とは、その統一性を第一に空間的には、近隣性にもとづく感情や、祖国愛(パトリオティズム)と呼ばれる、生れた土地(すなわち祖国「パトリア」)に対する共通の愛情に発する近隣の関係に基礎をおき、第二に時間的には、継承してきた生活様式に共通に関与してきたという感覚や、ナショナリズムと呼ばれる、父祖継承のものへの共通の愛情に発する、数世紀にわたる共通の伝統に基礎をおく、人間達の共同社会である。E. Baker, *Reflections on Government*. (Oxford 1942.)

一九九九年八月一九日稿了